

**特別名勝識名園整備基本計画**

**第1回整備部会資料**

**(第1章～第5章)**

# 特別名勝識名園整備基本計画

## 目 次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の経緯と目的	1
2. 計画期間	1
3. 計画の構成	1
4. 計画対象の位置	2
5. 計画の検討体制	3
6. 上位計画・関連計画	4
7. 識名園に関する法規制等	6
第2章 識名園の概要	7
1. 指定に関わる概要	7
2. 世界遺産登録の概要	10
第3章 保存活用計画の概要	11
1. 価値（本質的価値及び付加された近代以降の価値）と構成要素	11
2. 識名園の保存活用の理念・目標	13
3. 基本方針	13
4. 地区区分	14
第4章 整備の理念及び方針	15
1. 整備理念	15
2. 整備方針	16
第5章 整備計画	18
1. 保存に関わる計画	18
2. 活用に関わる計画	22
3. 個別計画	(第2回整備部会で提示)
第6章 実施工程	(第2回整備部会で提示)
第7章 今後の課題	(第2回整備部会で提示)

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の経緯と目的

識名園は、1799（嘉慶4）年に造営し、1879（明治12）年の沖縄県設置後も尚家の別邸として使用され、1941（昭和16）年に国の名勝に指定された。1945（昭和20）年の沖縄戦で壊滅的な被害を受けたが、1975（昭和50）年から1992（平成4）年まで復旧整備を行い、1976（昭和51）年に再度国指定名勝に指定された。1995（平成7）年から一般公開され、1999（平成11）年に周辺部（バナナ園）の国指定名勝の追加指定がなされた。2000（平成12）年3月に「特別名勝」指定、同年12月にはユネスコ世界遺産（琉球王国のグスク及び関連遺産群）のひとつとして登録されている。

一方、公開開始から30年が経過し、経年により劣化している御殿等の復原建築物や、復旧された園路、石橋、石垣等の庭園工作物に修復が必要な箇所も生じている。また、インバウンドなどの国内外からの来訪者の増加や那覇市が目指す国際観光都市への寄与等、庭園の活用についても再検討する必要が生じている。

そのため、特別名勝識名園整備基本計画（以下、「本計画」という。）は、保存活用計画で示された庭園の価値を踏まえた保存活用の理念や方針を具体化し、今後の整備事業を進める目的として策定したものである。

## 2. 計画期間

本計画の計画期間は、策定後から2036（令和18）年までとし、その10年間に実施する整備と計画期間後も含めて中長期的に取り組むべき内容を整理する。なお、計画期間中に事業の進捗、調査研究の進捗、社会的環境の変化等により、計画の内容を見直す必要が生じた場合には変更・改定を行う。

## 3. 計画の構成

本計画の構成については、次のとおりである。

### 第1章 計画策定の概要

- ・計画策定の経緯や目的、計画の検討体制、上位・関連計画等の本計画の概要について示す。

### 第2章 識名園の概要

- ・識名園の指定に係る概要や価値、構成要素について整理する。

### 第3章 保存活用計画の計画概要

- ・上位計画にあたる保存活用計画の計画概要（理念・方針・方法）について整理する。

### 第4章 整備理念と整備方針

- ・現状課題に対する、整備理念と整備方針について整理する。

### 第5章 整備計画

- ・保存と活用に関わる全体計画と、全体計画に基づく保存活用のための整備の概要を整理する。

### 第6章 実施工程

- ・計画期間や実施工程、整備の実施工程について整理する。

### 第7章 今後の課題

- ・今後の整備を進める上で課題について整理する。

## 4. 計画対象の位置

本計画の対象は特別名勝識名園の指定範囲とする。

識名園は、首里城から南の識名台地に位置し、那覇市中心市街地から南東に約 2 km の距離にある。

識名園の周辺地域は、那覇市との合併以前は旧真和志村であり、繁多川・識名・上間の旧集落などの生活の場がある農村地域であった。



図 1-1 : 識名園位置図

## 5. 計画の検討体制

### (1) 整備部会の設置及び構成

那覇市は、2023（令和5）年度に「特別名勝識名園保存計画策定に係る那覇市文化審議会」（2024（令和6）年度に「特別名勝識名園保全活用整備部会」に名称変更）を設置し、保存活用計画を策定した。本計画を策定するに当たっては、引き続き「特別名勝識名園保存活用整備部会」（以下、「整備部会」という。）を設置した。

整備部会は、学識経験者や有識者等の7名の委員から成る。また、助言機関として文化庁文化財第二課、沖縄県教育庁文化財課が出席し、事務局は那覇市市民文化部文化財課が担当した。

表 1-1：保存活用整備部会名簿（敬称略）

	氏名	専門	所属・役職	備考
委員	金武 正紀 (キン セイキ)	考古	元那覇市教育委員会文化財 ・元課長	部会長
	永松 義博 (ナガマツ ヨシヒロ)	歴史 (庭園史)	南九州大学 ・名誉教授	
	平良 啓 (タイラ ヒロム)	建築・土木	沖縄建築士会 ・会員	
	樋口 純一郎 (ヒグチ ジュンイチロウ)	樹木	日本樹木医会沖縄県支部 ・理事	
	仲村 順 (ナカムラ アキラ)	歴史	沖縄県立芸術大学付属研究所 ・共同研究員	
	鈴木 耕太 (スズキ コウタ)	芸能	沖縄県立芸術大学 ・准教授	
	西平 博人 (ニシヒラ ヒロト)	地域	真和志自治会 ・副会長	
助言 指導者	平澤 豊	文化庁文化財第二課主任文化財調査官		
	片桐 千亜紀	沖縄県教育庁文化財課記念物班主幹		
事務局	那覇市市民文化部文化財課			

### (2) 開催経緯

整備部会は、令和7年度に2回開催した。

表 1-2：保存活用整備部会の開催概要

項目	回数	日時	場所
整備部会	第1回	令和7年（2025）11月25日（火）	那覇市役所
	第2回	令和8年（2026）2月4日（水）	那覇市役所

## 6. 上位計画・関連計画

### (1) 上位計画

本計画の上位計画は次のとおりである。

表 1-3 : 本計画の上位計画

策定者	計画名称	策定年月
那覇市	特別名勝識名園保存活用計画	令和 7 年 (2025) 3 月

### (2) 関連計画

本計画の関連計画は次のとおりである。

表 1-4 : 本計画の関連計画

策定者	計画名称	策定年月
那覇市	①第 5 次那覇市総合計画	平成 30 年 (2018) 3 月
	②那覇市文化芸術基本計画	令和 2 年 (2020) 9 月
	③那覇市都市計画マスタープラン	令和 2 年 (2020) 3 月
	④那覇市景観計画	平成 23 年 (2011) 5 月
	⑤那覇市緑の基本計画	平成 31 年 (2019) 3 月
	⑥那覇市世界遺産周辺整備全体計画	平成 15 年 (2003) 3 月
	⑦那覇市都市型 MICE 振興戦略	令和 6 年 (2024) 5 月
	⑧第 2 次那覇市観光基本計画	令和 7 年 (2025) 4 月
沖縄県	⑨世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画	平成 25 年 (2013) 3 月

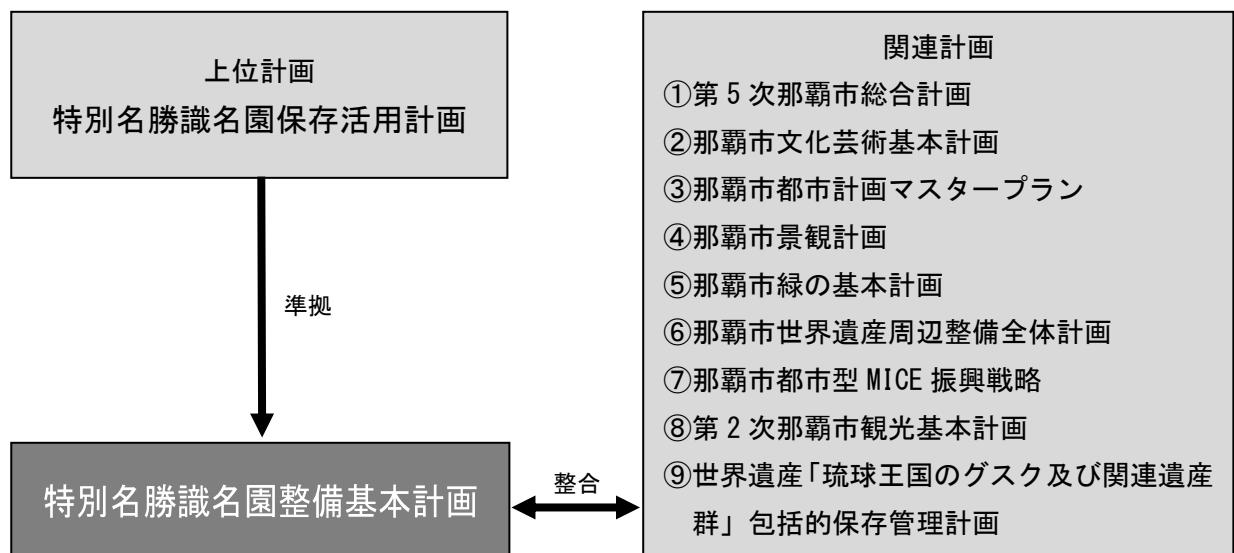


図 1-2 : 本計画と上位・関連計画との関係

表 1-5：関係計画における識名園に関する主な事項

計画名称	識名園に関する主な事項
①第5次那覇市総合計画	●琉球王国の歴史と文化を象徴する有形・無形の文化財など、本市の様々な観光資源を活用する魅力ある観光コンテンツの充実を図ります。
②那覇市文化芸術基本計画	●「識名園」や「伊江御殿別邸庭園」などの国指定文化財については保存活用計画の策定を進めていきます。首里城跡等の指定文化財の活用については、「保全活用計画」や識名園の取組を踏まえ、地域やまちづくり市民活動団体などの地域との関係性を重視した活用のあり方について検討を進めます。
③那覇市都市計画マスターplan	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本地域の東側には、琉球王国時代の王家の別邸であり、迎賓館としての役割も担っていた世界遺産の識名園があります。識名園は識名公園内に位置し、公園とともに、豊かな自然環境が残されています。</li> <li>●識名園の歴史を核とした歴史・文化遺産を活かしたまちづくりを進めます。</li> <li>●識名園周辺は、世界遺産の緩衝地帯としての景観形成を図ります。</li> <li>●識名園をはじめとした指定文化財や、ハンタガー、グムイ、シイマノ嶽などの地域に残る歴史・文化遺産は、まちづくりへの要素として保全・活用を進め、歴史の散策路と一体となった歴史・文化とふれあう場の創出により、地域に暮らす人が身近なまちの良さや歴史を再発見できる仕掛けづくりを図ります。</li> <li>●琉球王国時代の国賓を歓待した識名園や、首里から識名を経由して西海岸にまで至る真珠道などの歴史的背景を活かした周遊ルートの展開や、歴史の散策路、点在する歴史・文化遺産の保全・活用、良好な景観の誘導などにより、首里と一体的なエリアとしての歴史・文化のまちづくりを図ります。</li> </ul>
④那覇市景観計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●識名に位置する識名園は王府時代の別邸であり、沖縄の歴史・文化の象徴の一つで世界文化遺産として登録されています。また周辺一帯には歴史の道などの資源もあり、世界遺産の緩衝地帯として指定されています。</li> <li>●低層の住宅地域にあり、識名園は世界遺産に登録され、一帯には歴史の道などを含め歴史的伝統的な資源が残されています。また、世界遺産の緩衝地帯にふさわしい景観整備が求められています。歴史的な遺産の保全等を行うエリアとして区分します。</li> <li>●識名園周辺一帯の文化財や歴史的遺産が有する景観の修復・修景・活用を目指します。</li> <li>●識名園周辺一帯は、世界遺産の緩衝地帯として、歴史的・文化的遺産の保全・修景・活用を図ります。</li> <li>●識名園は、内部の庭から識名御殿を望んだ場合、その背景に突出する建築物や工作物等（鉄塔など）が設けられないよう誘導・規制を図ります。あわせて「勧耕台」の有する景観をいかすよう配慮します。</li> </ul>
⑤那覇市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●識名園を含む識名公園一帯は、連続する周辺緑地とともに拠点的自然地（施設緑地・斜面緑地）として位置づけ。</li> <li>●識名園を含む識名公園一帯は、斜面緑地、地すべり防止地域として位置づけ。</li> <li>●識名園を含む識名公園一帯は、骨格の緑（斜面緑地）として位置づけ。</li> </ul>

計画名称	識名園に関する主な事項
⑥那覇市世界遺産周辺整備全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化資産の保存、文化的活用に寄与する。</li> <li>●市民（県民）の文化水準の向上に寄与する。</li> <li>●那覇市、沖縄県の観光振興に寄与する。</li> <li>●地域の生活環境の向上に寄与する。</li> </ul>
⑦那覇市都市型MICE振興戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際観光都市（世界遺産～首里城・奇跡の一マイル国際通り）</li> <li>●文化資源等を活用した都市プランディング</li> </ul>
⑧第2次那覇市観光基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際的な観光交流都市としての受入体制・機能を強化し、MICE主催者等への支援などを通して、地域への経済効果の取り込みや観光客の平準化に繋げます。</li> <li>●那覇ならではの文化・芸術・伝統・食を活用したMICE向けコンテンツ開発・ユニクベニュー・アフターMICEの促進。</li> <li>●那覇文化芸術劇場などと識名園等を活用したMICE機会の拡充に加え、琉球舞踊やエイサー、空手等の伝統文化や琉球料理等の食文化を体験してもらう取組を推進します。</li> </ul>
⑨世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●池（畔）、橋梁等の構造物の保存・修復と、植栽等の保全</li> <li>●上記の庭園を構成する要素が一体となって形成する景観の保全</li> <li>●庭園内から庭園を見た景観の保全（背景領域への建築物等の出現の制限・誘導等）</li> </ul>

## 7. 識名園に関する法規制等

識名園に関する法規制等については次のとおりである。なお、規制内容については資料編で整理する。

### （1）法令

#### ①文化財保護法

- ・識名園は文化財保護法に基づく国の特別名勝に指定されている他、「識名園のシマチスジノリ発生地」が国指定天然記念物に指定されている。

#### ②都市計画法

- ・識名園及びその周辺は、都市計画法に基づく那覇広域都市計画区域の市街化区域に指定され、識名園は基本的に第一種低層住居専用地域であり、県道222号線沿いは第二種低層住居専用地域となっている。

#### ③都市公園法

- ・識名園は、都市公園法に基づく総合公園である識名公園（15.6ha）の一画を占める。

#### ④景観法

- ・景観法に基づく景観計画区域指定（那覇市全域が指定）されている。

#### ⑤災害関連

- ・公園内の斜面緑地は地すべり危険個所に指定されている。

## 第2章 識名園の概要

### 1. 指定に関わる概要

#### (1) 指定の経緯

識名園の指定内容は次のとおりである。

表 2-1：指定の経緯

指定年月日	指定	備考
1941（昭和 16）年 12月 13 日	名勝指定	・創建時から変遷した最後の姿を昭和 16 年の実測図により集約。
1976（昭和 51）年 1月 30 日	名勝指定	・戦争前の名勝指定当時の状況に修旧する長期に亘る環境整備事業を実施。
1999（平成 11）年 5月 28 日	名勝追加指定	・昭和 51 年指定の際、所有者の同意が得られなかった周辺部分を追加指定。（バナナ園等）
2000（平成 12）年 3月 30 日	特別名勝指定	・精度の高い復原整備が評価され、同時に世界遺産登録。
1972（昭和 47）年 5月 15 日	天然記念物 指定	・戦前に国の天然記念物として指定されていたチスジノリは、戦後、「シマチスジノリ」に改正。琉球政府の天然記念物に指定され、1972（昭和 47）年の本土復帰にともない再び国指定。

#### (2) 指定内容及び指定範囲

##### ①特別名勝指定

名称 識名園

指定年月日 2000（平成 12）年 3 月 30 日

所在地 沖縄県那覇市字真地御殿原

指定面積 41,997 m<sup>2</sup>

所有者 那覇市

##### 説明

識名園は、琉球王家の別邸の一つであり南苑と称された。別に崎山御殿があり東苑と称されていたがこちらは現存しない。中国（清国）からの外交正使冊封使接遇のために 1799 年に造営された。池護岸や石橋などに中国風の作庭技法を入れながらも全体としては内地の大名庭園形式を取った琉球第一の庭園として知られ、昭和 16 年に名勝に指定された。昭和 20 年沖縄戦で壊滅に等しい状態になり、戦後も荒廃したままであったが、所有者尚旧王家の管理で保護してきた。

沖縄復帰後昭和 50 年度に再度名勝に指定され、平成 3 年度までの 14 年間は所有者尚裕氏が国、県、那覇市の援助を受けて復旧整備を進めた。平成 4 年度からは当地を譲り受けた那覇市が国、県の補助を受けて整備を継続し、御殿復原も完了させ、平成 7 年度から一般公開されている。

那覇市はその後も名勝指定地周辺を都市公園として整備を図り、その範囲が、識名園の旧敷地にほぼ合致していることから、平成 11 年に追加指定が行われた。日本と中国の作庭技法を巧みに組み合わせていること、琉球独特の植物群に囲まれた庭園景観が蘇ったこと、焼失した御殿の復原が精度の高い内容であること、琉球庭園としては唯一規模が雄大であることから学術上、鑑賞上の価値が極めて高いため特別名勝に指定する。

出典：文化財指定書

## ②天然記念物指定

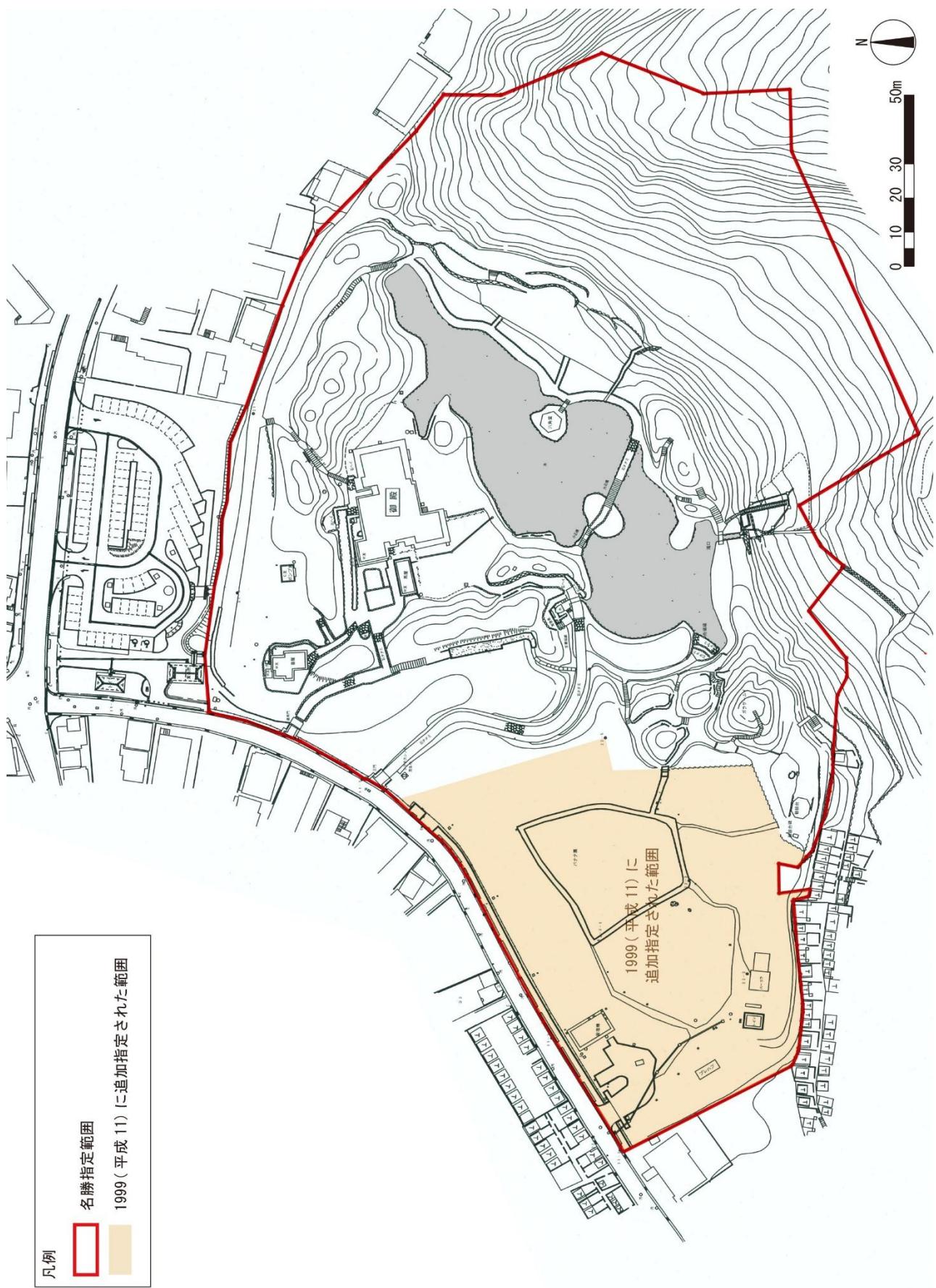
名称 識名園のシマチスジノリ発生地  
定年月日 1972（昭和 47）年 5 月 15 日  
所在地 沖縄県那覇市市字真地御殿原 421 番地内所在の育徳泉の範囲  
所有者 那覇市

### 解説

チスジノリは淡水産の紅藻で、九州中南部の固有種であるが、シマチスジノリは琉球列島に産するその亜種であってその発生地はきわめてまれである。識名園の育徳泉の発生地は大正 13 年 12 月 9 日、天然記念物に指定され、第 2 次大戦後も現在に至るまで発生しており、本種の代表的な発生地として価値が高い。

出典：文化庁：文化遺産オンライン

図 2-1：特別名勝指定範囲図



## 2. 世界遺産登録の概要

識名園を含む9つのグスク・御嶽等（玉陵、園比屋武御嶽石門、今帰仁城跡、座喜味城跡、勝連城跡、中城城跡、首里城跡、識名園、斎場御嶽）を構成資産とする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」は、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつ「顕著な普遍的価値」を有するものとして、第24回世界遺産委員会（2000（平成12）年、オーストラリア・ケアンズ）において世界遺産一覧表に記載された。

1999（平成11）年6月にユネスコに提出された『世界遺産一覧表記載推薦書「琉球王国のグスク及び関連遺産群』の資産の内容に記載された識名園の概要は以下のとおりである。

識名園は、1799年に造営された王家の別邸の庭である。王族の保養の場として使われただけでなく、中国皇帝の使者である冊封使を接待する場としても使用され、王府の外交面において重要な役割を果たした。

庭園の地割りには17～18世紀の日本庭園の影響を認め、庭園施設の一部には中国の影響が見られるが、全体的な庭園の意匠や構成は琉球独自のものである。池を中心とする回遊式の庭園で、池の周囲に御殿、築山、花園等を配置し、池には二つの小島があり、中国風のアーチ橋が架かっている。池岸には舟揚場があり、舟遊びが行われていた。小島の一つには、中国風の六角堂が建てられている。御殿は、当時の王国の上流階級だけに許された赤瓦葺きの木造平屋建てで、軒などに琉球地方独特の民家風の趣を取り入れている。園内には、日本の江戸の大名屋敷に見られる弓場も設けられた。池を回遊する園路には、路面に高低差をつけて、回遊するに従って展開する視野に変化をつけるなどの工夫が見られる。池の北岸西部には、池の水源となる育徳泉（泉）がある。泉の周囲を、加工した珊瑚質石灰岩を積み上げた石垣で囲み、その石垣の上には冊封正使として来硫した趙文楷と林鴻年の筆になる二基の石碑が建つ。また、池の南端中央部には、池水を園外に排水する石造の懸桶がある。

識名園では、御殿をはじめ庭園建築や池の護岸、アーチ橋等の多くの施設が、第二次世界大戦によって大きな被害を受けたため、1975年から1996年まで大がかりな修復工事が行われた。とりわけ、御殿や、六角堂などの庭園建築、アーチ橋の復元に関しては、発掘調査の成果や戦前に撮影された写真等に基づいて、精度の高い復元整備が追及された。

識名園は、日本庭園文化において琉球地方で確立した独自の庭園デザインを示す貴重な事例で、『作業指針』第39項（i）（1999年作業指針）に示す「設計された文化的景観」に該当する。

出典：「世界遺産 琉球王国のグスク及び関連遺産群」（2001年2月8日 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」世界遺産登録記念事業実行委員会）

## 第3章 保存活用計画の概要

### 1. 価値（本質的価値及び付加された近代以降の価値）と構成要素

保存活用計画において、識名園の価値と構成要素は以下のように整理されている。

#### （1）識名園の本質的価値

##### ①琉球庭園の傑出した事例としての価値

識名園は池を中心とした大規模な庭園で、護岸や石橋などに中国風の意匠を取り入れつつ、琉球庭園の傑出した事例である。

県内には王宮に営まれた名勝首里城書院・鎖之間庭園のほか、名勝伊江御殿別邸庭園、名勝伊江殿内庭園は王家ゆかりの住宅庭園であり、名勝石垣氏庭園、名勝宮良殿内庭園は枯山水庭園がある。

このうちでも識名園は、王家の庭園として独特の作庭様式を伝える事例として価値が高い。

##### ②琉球王国時代に造営された別邸としての歴史的価値

識名園は、1799（寛政11）年に造営された琉球王家の別邸の庭園で、御茶屋御殿が「東苑」と称されるのに対して「南苑」と呼ばれ、中国皇帝の使者である冊封使を接待する場として造営された。御殿は、白漆喰をほどこした赤瓦の屋根や雨端など、琉球固有の建築様式で、冊封使が来琉しない時は、王家の保養等の場として使われた。

1944～1945年の沖縄戦で壊滅的な被害を受けたが、1975年から着手した環境整備事業で実施された御殿の復原の精度は高く、同事業で庭園景観も再現されており、御茶屋御殿が失われたなかで、今なお現存する唯一の琉球王家の別邸として歴史的な価値が高い。

##### ③多彩な観賞を実現している庭園としての価値

御殿から勧耕台、園路を逍遙する中に、石造のアーチ橋、育徳泉、切通しなどの多彩な景観を創り出している。

このような多彩な庭園景観は、尚育王や摂政の浦添王子などが識名園の季節ごとの景観を八つの題で謳を詠みあつた歌会の琉歌集である「南苑八景」として収められている。

現在の識名園は沖縄戦で壊滅的な被害を受けた後に、環境整備事業で発掘調査成果や戦前に撮影された写真等に基づいて高い精度で復原されたものであり、琉球王家別邸の当時の景観や琉球庭園の特徴を今に伝える芸術上・観賞上の価値が高い。

#### （2）付加された近代以降の価値

1879（明治12）年の廃藩当時、武士松村と呼ばれた、首里手の達人「松村宗棍」が管理人として「番屋」に住み込み、喜屋武朝徳など後進の指導を行った場であり沖縄空手の聖地の1つとして、沖縄空手国際大会の記念式典の会場としても活用された。

一方、第2次世界大戦末期には、日本陸軍病院識名分院が置かれ、防衛隊第3小隊第1分隊の待機・避難のための壕が掘られた。現在確認されているのは、勧耕台の西側に空気穴とみられる縦穴跡のみであるが、沖縄戦の痕跡を残す物証としての価値も有する。

現在では、文化の日の歌会をはじめ、真和志地域の催事、結婚式やテレビ撮影等が行われるとともに、世界遺産の構成資産として、県内外や外国からの来訪者も訪れる。

このように、識名園は、地域（真和志地域）に開かれた庭園であるとともに、那覇市のまちづくりや多くの来訪者が訪れる観光振興のための重要な歴史文化資源としての価値がある。

### (3) 価値と構成要素の関係

識名園の価値と構成要素の関係の考え方と分類は以下のように整理されている。

表 3-1：識名園の価値に関する諸要素の整理の考え方と該当要素

A 識名園を構成する諸要素（名勝指定範囲）		
ア 本質的価値を構成する諸要素	識名園の本質的価値を表す物証となるもので、厳密な保存管理を行う必要があるもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池</li><li>・御殿</li><li>・園路</li><li>・石垣</li><li>・石橋</li><li>・六角堂</li><li>・駕籠屋</li><li>・番屋</li><li>・正門</li><li>・通用門</li><li>・育徳泉</li><li>・滝口</li><li>・船揚場</li><li>・ガラサームイ</li><li>・果樹園跡</li><li>・弓場跡</li><li>・勧耕台</li><li>・勧耕台碑</li><li>・バナナ園</li><li>・樹林</li><li>・芝生</li><li>・フクギ並木</li><li>・ヤナギ</li><li>・リュウキュウマツ</li> </ul>
イ 付加された近代以降の価値に関連する諸要素	識名園の本質的価値との関係性を踏まえつつ、利活用とともに維持・改善・継承するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パーゴラ</li><li>・トイレ、管理棟(バナナ園)</li><li>・防衛隊の待機・避難壕</li> </ul>
ウ その他の諸要素	識名園の本質的価値や近代以降の価値と直接的な関係性はないが、歴史的変遷の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、原位置での維持の必要性を精査し、将来的な撤去。移設等を含めた取扱の検討を行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外消火栓</li><li>・消火器</li><li>・ポンプ室</li><li>・崩壊寸前のプレハブ小屋</li><li>・他所から持ち込まれた石造物等</li><li>・石畳園路上に敷かれた緑色の滑り止めシート</li> </ul>
B 周辺に位置する諸要素（名勝指定地外）		
	公開活用上の施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場</li><li>・案内所</li><li>・売店</li><li>・トイレ</li><li>・休憩所</li><li>・案内板</li> </ul>

## 2. 識名園の保存活用の理念・目標

保存活用計画において、識名園の保存活用の理念・目標、基本方針は以下のように整理されている。

### (1) 理念

傑出した琉球庭園で王家別邸の様相を伝える文化遺産としての確実な保存・整備とともに、その歴史・内容・価値の普及と現代的な活用を図る。

琉球王国において多様な鑑賞を実現した歴史的な庭園及び現代に伝わる唯一の王家別邸としての歴史性を確実に保存するための整備を実施する。さらに、地域住民、市民、県民及び国内外からの来訪者にその歴史性や優れた風致景観を広く普及し、今日的観点から多様なニーズをふまえた活用の取り組みを推進する。

### (2) 目標

本計画の計画期間（10年）内において、毀損箇所（御殿雨漏り、前庭の排水）等の修繕、防災設備の更新・新設、バリアフリーへの対応、バナナ園エリアを活用の自由度の高い場所として整備・活用し、特別名勝・世界文化遺産にふさわしい識名園とする。

## 3. 基本方針

### (1) 保存管理の基本方針

- ・御殿、勸耕台、園路等の確実な保存管理。
- ・多彩な景観を構成する石橋のアーチ橋、育徳泉、切通し等の確実な保存管理。
- ・隣接する駐車場等、関連施設の適切な維持管理。

### (2) 活用の基本方針

- ・御殿・主庭部エリアを中心とした歴史性を体験する場としての活用。
- ・樹林エリアを構成する樹木等の保護・保全を基本とした滝口周辺の活用。
- ・バナナ園エリアにおける地域住民や来訪者の憩いや交流の場としての活用。

### (3) 整備の基本方針

- ・御殿及び周辺の整備（復元建屋の屋根修理、建屋下部からの湧水遮断と前庭の排水涵養、自動消火装置設置等の防災施設整備、バリアフリー化整備等）。
- ・バナナ園エリアの整備（トイレ等の改修、南苑八景に詠まれた花木等の植栽、自由度の高い場所としての整備等）。
- ・特別名勝識名園整備基本計画の策定。

### (4) 管理運営の基本方針

- ・御殿等の木造建築物並びに木造工作物の防災体制の強化。
- ・識名園の御殿・池・園路等の維持・管理。
- ・遊友会、識名里主等の地元組織やボランティアガイドを含む多様な主体（関係団体・研究者等）との連携・協議体制等の構築。

## 4. 地区区分

保存活用計画では、識名園の価値（本質的価値、付加された近代以降の価値）を構成する諸要素の区分を踏まえ、名勝指定地内を以下の3つの地区（エリア）に区分して現状変更の取扱い基準や保存管理方法等を整理している。

**御殿・主庭部エリア**：厳密に保存しつつ、活用、整備等が求められるエリア

**バナナ園エリア**：今後の活用方法等に重点を置いた検討が必要となるエリア

**樹林エリア**：現状維持を基本とした管理が求められるエリア

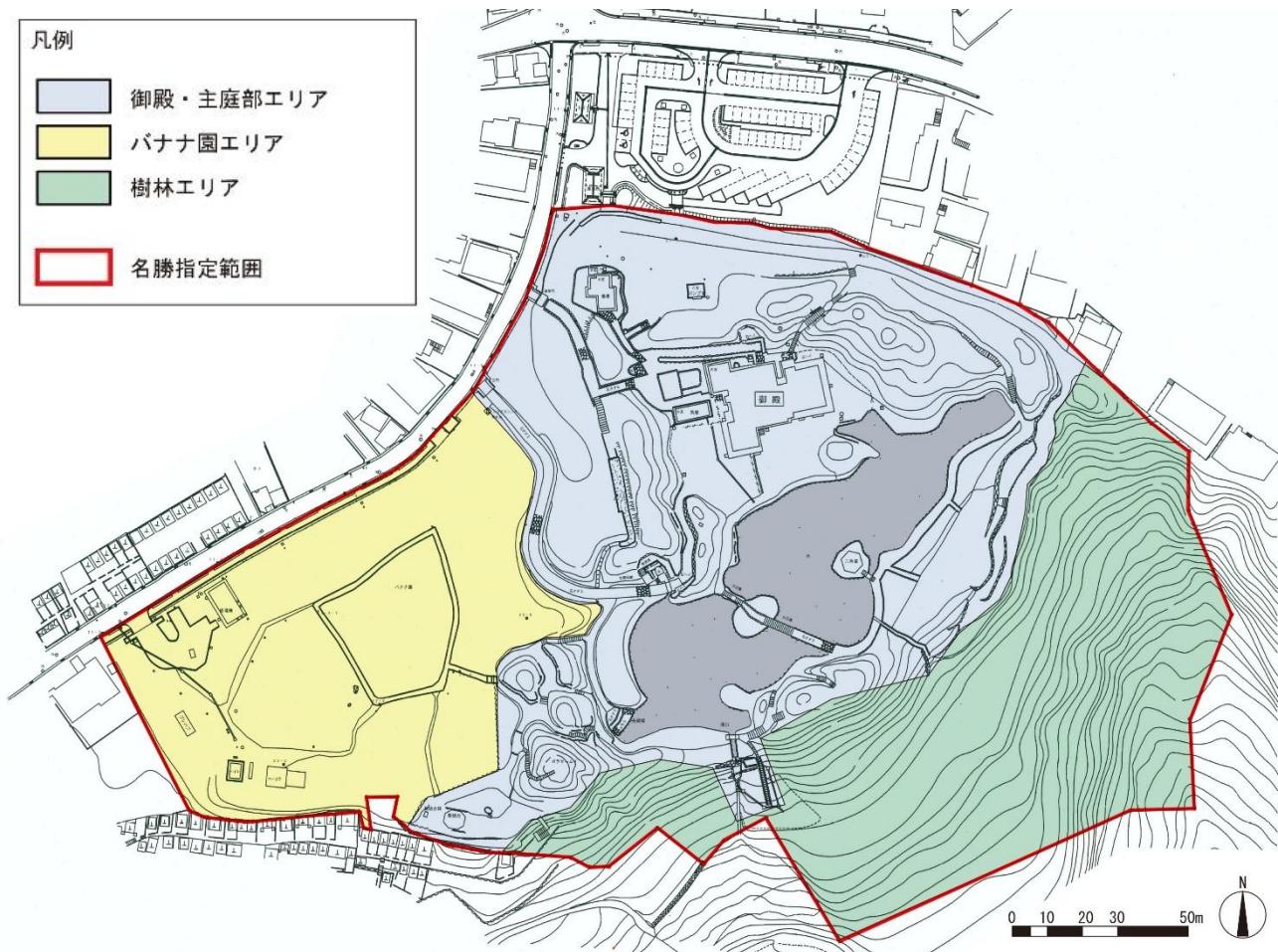


図3-1：保存活用計画の地区（エリア）区分

## 第4章 整備の理念及び方針

### 1. 整備理念

#### (1) 保存整備

識名園は、琉球王国時代の王家の別邸であり、中国外交使節接待を目的に1799（嘉慶4）年に創設された。1879（明治12）年の沖縄県設置後、文部省の調査に基づき、1941（昭和16）年に国の名勝に指定された。その後、1945（昭和20）年の沖縄戦により壊滅的な被害を受け、戦後約30年間荒廃した状態となっていた。

1972（昭和47）年の本土復帰後、石橋や護岸、石積、園路等石造部の原形保存の状態が良好であることが確認され、1941（昭和16）年の名勝指定当時の状況に復旧・復原することを目的に環境整備事業が20年かけて実施された。1976（昭和51）年には国指定名勝として再び指定され、1995（平成7）年に一般公開が開始されている。2000（平成12）年には、環境整備事業による精度の高い復原整備が評価され、特別名勝指定と世界遺産に登録されている。

しかしながら、復旧・復原整備後の年月の経過に加え、排水状況の悪さや台風等の沖縄の厳しい気候も影響し、復原建築物や庭園工作物等など、復旧された庭園の諸要素が劣化している現状がある。

以上の本園の経緯を踏まえ、保存の整備理念を次のとおりに定める。

#### ＜保存の整備理念＞

##### **環境整備により復旧・復原された識名園とその庭園景観を継承し、価値の向上に資する保存整備の実施**

環境整備により復旧・復原され、その精度の高い復原整備が評価されて特別名勝、世界遺産となったが、経年により劣化しているため、整備時の状況に戻すとともに、整備後に問題が生じている箇所の改善や新たな史実に基づいた復元等により価値を向上させて、将来にわたり継承していく。

#### (2) 活用整備

識名園は、冊封使を歓待する庭園であるとともに、国王や王子などが庭園の季節ごとの景観を詠み合うなど、国内外の文化交流を深める場であった。

沖縄県設置後の近代以降は、空手の達人が管理人として番屋に住み込み、後進の指導を行った場としても使用され、学生達の集団演武が行われるなど、近代空手の出発点となった。現在では、地域に開かれた庭園として歌会をはじめ、真和志地域の催事、結婚式や撮影、琉球伝統芸能など人々の交流や、世界遺産として国内外から多くの人々が訪れる那覇市の歴史文化資源、観光資源となっている。

以上の本園の経緯を踏まえ、活用の整備理念を次のとおりに定める。

#### ＜活用の整備理念＞

##### **識名園の観賞上や歴史的な価値を体験し、学ぶ場として活用し、地域住民や来訪者の憩いや交流の場として充実させて、庭園の魅力を向上させる活用整備の実施**

庭園を訪れる多くの来園者の利便性や安全性を高め、建物や庭園を巡りながら庭園を観賞できるようになるとともに、来園する人々に識名園の価値や琉球庭園の魅力を伝え学びに必要な情報提供を行う。また、地域をはじめ国内外の様々な来園者が集い、庭園の多様な価値に理解を深めることで庭園の魅力が向上する交流の場を目指す。

## 2. 整備方針

### (1) 保存整備の方針

#### ①本質的価値を構成する要素の修復

- ・経年により劣化している庭園の本質的価値を構成する御殿等の復原建築物や復旧された園路、石橋、石垣等の庭園工作物について、修復して復旧・復原当時の状況に戻すとともに、復旧・復原後に問題が生じている箇所については改善し、適切な状態で維持していく。

#### ②本質的価値を構成する要素の環境改善

- ・園敷地外からの湧水流入について、御殿周辺等の十分な排水対策が図れていない箇所があり、本質的価値を構成する要素の保存に影響が生じているため、湧水の排水環境を改善する。
- ・心字池の池水について、藻の大量発生等の環境改善に取り組み、水質等の水環境を改善する。
- ・遺構の保存や眺望等の庭園の観賞に悪影響を及ぼしていると思われる支障木について、伐採等の対応を行い、本質的価値を構成する要素や庭園景観の保存環境を改善する。
- ・御殿等の木造建築物を適切に保存していくために、防火設備の改善を図る。

#### ③本質的価値の向上に資する要素の復元

- ・中国からの冊封使が来流した証である扁額や琉球庭園の特徴を示す灯籠など、識名園の本質的価値の理解や向上に重要な要素について、新たな史実に基づいた復元を検討する。
- ・史実に基づき高い精度で復元した要素は、御殿等と同様に、本質的価値を構成する要素として適切に保存する。

### (2) 活用整備の方針

#### ①観賞環境の改善

- ・来園者が安全に庭園観賞できる環境を提供するために、公開範囲の明確化や階段、石橋など園路沿いの安全対策を行う。
- ・来園者に庭園の本来の動線を認識してもらうために、イベント等の際に正門や通用門の開門を検討する。

#### ②情報提供の充実

- ・庭園内外における情報発信を充実させて、世界遺産としての識名園の認知度を高め、来園者に識名園の歴史や価値を理解したうえで庭園観賞を体験していただくために必要な整備を行う。

#### ③憩いや交流の場の整備

- ・地域の交流の場としての活用を継続するとともに、世界遺産、那覇市の歴史文化資源、観光資源として国内外から訪れる多くの人々が、集い、交流する場としての活用を図っていくために必要な整備を行う。

### (3) 地区別の整備の方針

#### ①御殿・主庭部エリア

心字池を中心とした庭園のエリアで、池の北側に主要な建築物である御殿があり、庭前にある広い芝生を隔てて池に面し、観賞の重要な視点場となっている。また、園路沿いや勧耕台からも多彩な庭園景観を観賞することができ、本質的価値を構成する要素が集積し、識名園の琉球庭園としての特徴や歴史的価値、観賞上の価値を体现する中核となるエリアである。

- ・本質的価値を構成する要素を保存・継承していくため、諸要素の修復等の保存整備を行う。
- ・観賞上の価値を体験し、歴史的な価値を学ぶ場としての利用に必要な活用整備を行う。

#### ②バナナ園エリア

1999（平成11）年5月に名勝に追加指定された敷地であり、戦争前はバナナ園が広がっていたとされるが詳細は不明となっている。現在は、パーゴラやトイレ等の公園施設が整備され、名勝指定地内で最も広い空間が確保されたエリアである。

- ・現況のバナナ林の維持を基本とするが、今後の調査研究等により、往時のバナナ園の状況が明らかになった場合は、史実に基づく復元整備を検討する。
- ・広い空間を有する環境を活かして憩いや交流の場として活用し、利用に必要な整備を行う。

#### ③樹林エリア

識名園の東側から南側を囲む急斜地の樹林が広がる未公開のエリアで、御殿から見る庭園景観において、前庭の芝生の淡い緑に対してコントラストを形成する背景となる庭園景観上重要なエリアである。

- ・現状維持を基本とし、樹林や斜面地の維持に必要な日常的な管理を行う。

## 第5章 整備計画

### 1. 保存に関わる計画

#### (1) 本質的価値を構成する要素の修復

##### <現状・課題>

復原された建築物は、整備後約35年前後が経過し、屋根や建具等の劣化が進んでおり、修復が必要となっている。特に、御殿の屋根については、小屋裏の白蟻営巣や小屋裏の換気の悪さにより竹野地や野垂木に蒸れ腐れが生じたため、躯体工事が完成した1991（平成3）年度の10年後に東側屋根、さらに13年後の2014（平成26）年度に西側屋根の修復を行っている。現在も一部で雨漏りが発生しているため、改善策を検討して修復する必要がある。

園路の石畳、石積、石橋、心字池の護岸等の庭園工作物は、復旧後、園全体の排水整備事業に併せて2006（平成18）年度から順次、正門石畠園路整備や園路表面処理整備、ガラサームイ園路、舟揚場石敷の改修が実施されている。その他は修理等の工事は部分的に実施しているのみであり、岩石の剥離・劣化（石橋）や水路の亀裂（滝口）などをはじめ、石積・石畠・石階段の経年劣化や樹木の根による石積の孕みなどの修復が必要な箇所が生じている。また、御殿周辺のゲッキツの生垣や白梅の枯損等、庭園景観上で重要となる樹木にも問題が生じている。

##### <保存に関わる計画>

###### ①復原建築物の修復

- ・御殿等の建築物は、経年劣化や復旧後の問題（小屋裏の換気、屋根の葺土等）などにより、建物内外で損傷が生じているため、復原時の姿に戻す修復を行う。
- ・整備にあたっては、損傷箇所等を特定し、修復履歴における知見等を基に、必要な箇所については琉球固有の建築様式としての建築物の価値を損なわない範囲で改善策を検討し、適切な修復方法で実施する。

###### ②庭園工作物・樹木の修復

- ・園路や石積、護岸等の復旧された庭園工作物のうち、経年劣化や樹木等の影響により損傷がみられる箇所について、環境整備時の工法や検討内容を確認して、必要な箇所については要素の本質的価値を損なわない範囲で改善策を検討し、復旧時の姿に戻す修復を行う。
- ・環境整備時に植栽された樹木のうち、枯損している樹木や当時の意図と異なる状況となっている樹木については、当時の庭園景観を復旧するために植栽を検討する。



図5-1：建具の劣化（御殿）



図5-2：亀裂が生じている水路（滝口）



図5-3：土嚢で補修している石階段

## (2) 本質的価値を構成する要素の環境改善

### <現状・課題>

1975（昭和 50）年度の環境整備事業開始当時から苑池は湿地帯と化していたと言われ、環境整備事業完了後も園内の排水状況が改善されなかつたため、2003（平成 15）年度から数年に亘り排水整備事業が実施された。しかし、現在も御殿敷地周辺から水が湧き出し、その排水不良によって御殿前面の芝地が湿潤化して利用不能になっており、湧水の排水対策が必要となっている。

心字池は、水面に浮上を繰り返す藻等の水質が問題となっており、庭園景観にも悪影響となっている。2003（平成 15）年度の排水整備事業以降、現在に至るまで池の水質改善に向けたテスト施工等が継続的に実施されているが、改善には至っていないため、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。

園内の樹木は、除草、外来種駆除、剪定等の日常の維持管理が行われているが、代償植生として植えられたアカギ等が石積みを圧迫する場所が見られる。その他、園路の根上がり、石畳や石積み等の隙間から繁茂する樹木、眺望を阻害する樹木がみられ、それらの支障木の対応が必要となっている。

建築物の防火設備として、屋外消火栓 2 箇所や各建物に消火器が常備され、避雷針 2 本が設置されているが、屋外消火栓は一人では稼働が困難で緊急時の対応が懸念される点や、ポンプ室の設備更新等の機能改善が必要な箇所がある。

### <保存に関わる計画>

#### ①湧水対策

- ・敷地内への地下水の流入については、御殿前の芝地、ゲッキツ等の樹木の生育阻害の影響が出ているため、詳細調査により地下水の流入箇所等の現状を把握し、適切な湧水対策を実施して園内の庭園環境の改善を図る。
- ・天然記念物のシマチスジノリについては、観測を継続し、問題が生じた場合に対策を検討する。



図 5-4：御殿全面の芝地の湿潤状況



図 5-5：樹木により視界が遮られている  
ガラサームイ頂上からの眺望



図 5-6：一人での稼働が困難な屋外消火栓

#### ②水質改善

- ・心字池の水質悪化は庭園景観にも影響するため、これまでのテスト施工等の取り組みを踏まえ、藻の発生を抑制する手法等、現実的な対応策を検討したうえで必要な整備を実施する。

#### ③支障木整備

- ・樹木等については、根上がりによる石造物の毀損や景観阻害などがみられるところから、樹木調査により支障木を特定し、伐採、伐根等を実施して、遺構の保存環境や眺望等の庭園景観を改善する。

#### ④防火設備の改善

- ・防火対策が求められる木造建築物に対して、火災発生時等に確実に対応できるように、設備の更新や改善を行う。

### (3) 本質的価値の向上に資する要素の復元

#### <現状・課題>

御殿には、扁額があったことが古写真等から確認されている。扁額には、当時の識名園の様子等が書かれていたことが「冊封使録」や「尚家文書」から判明しており、その復元は、御殿の儀礼空間を再現するだけでなく、識名園の歴史を伝える上で重要な意味を持つ。

また、戦災前の名勝指定時の状況を示す昭和16年調査の識名園平面図には、琉球の特徴的な様式であったと言われる石灯籠3基が表記されている。同図には識名園の最も重要な視点場である御殿から望める池の南東側に「花園」の表記もあり、池の対岸に庭園景観を特徴づける演出が図られていたことが伺える。詳細は不明であるが、これらを復元することで、戦災前の名勝指定時の庭園景観が再現され、識名園の琉球庭園としての価値や観賞上の価値の向上を図ることが可能となる。

#### <保存に関わる計画>

##### ①扁額等の復元

- ・「冊封使録」・「尚家文書」などに書かれた史実等に基づき、御殿の扁額等を復元して御殿の儀礼空間・生活空間等を再現する。

##### ②灯籠、花園の復元

- ・昭和16年調査の識名園平面図に描かれた灯籠、花園の復元に向けて、調査研究を継続する。
- ・花園の復元にあたっては、南苑八景で詠まれた季節ごとの花木による演出も考慮して検討する。

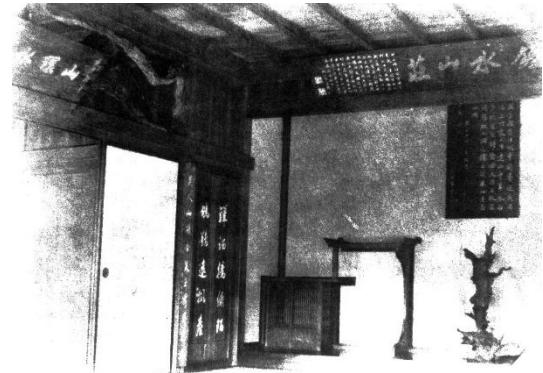


図 5-7：御殿一番座の扁額（昭和 6 年）（「戦前の沖縄奄美写真帳」阪谷良之進編より）  
（『名勝識名園環境整備事業報告書』（平成 8 年 3 月沖縄県那覇市）より転載）

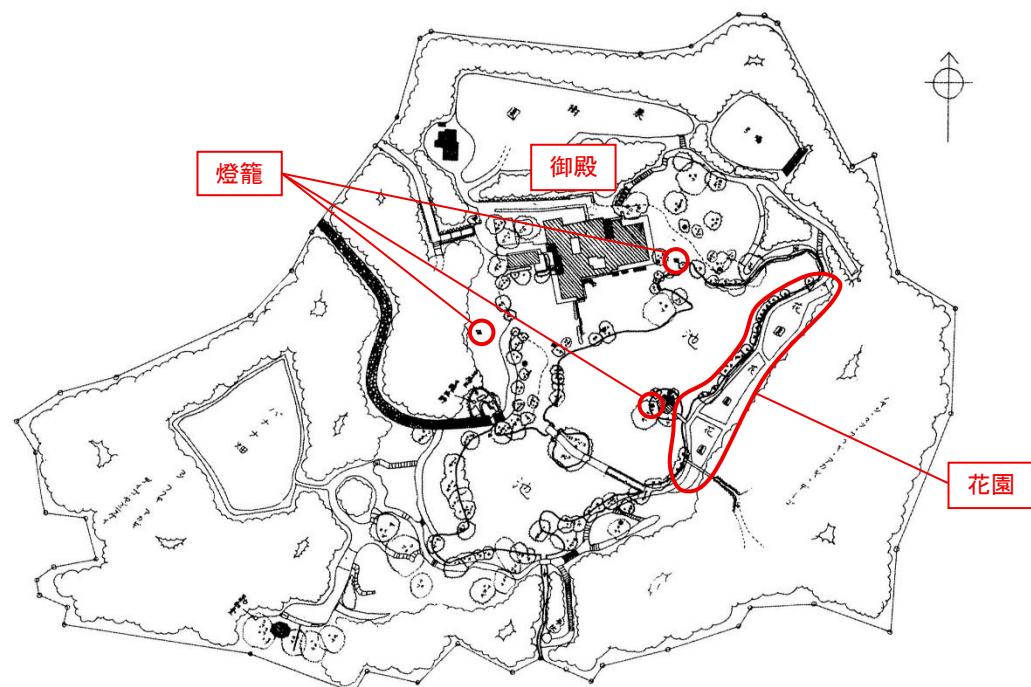


図 5-8：昭和 16 年調査の識名園平面図（昭和 16 年 6 月吉永義信測量写）  
（『名勝識名園環境整備事業報告書』（平成 8 年 3 月沖縄県那覇市）より転載。一部加工）

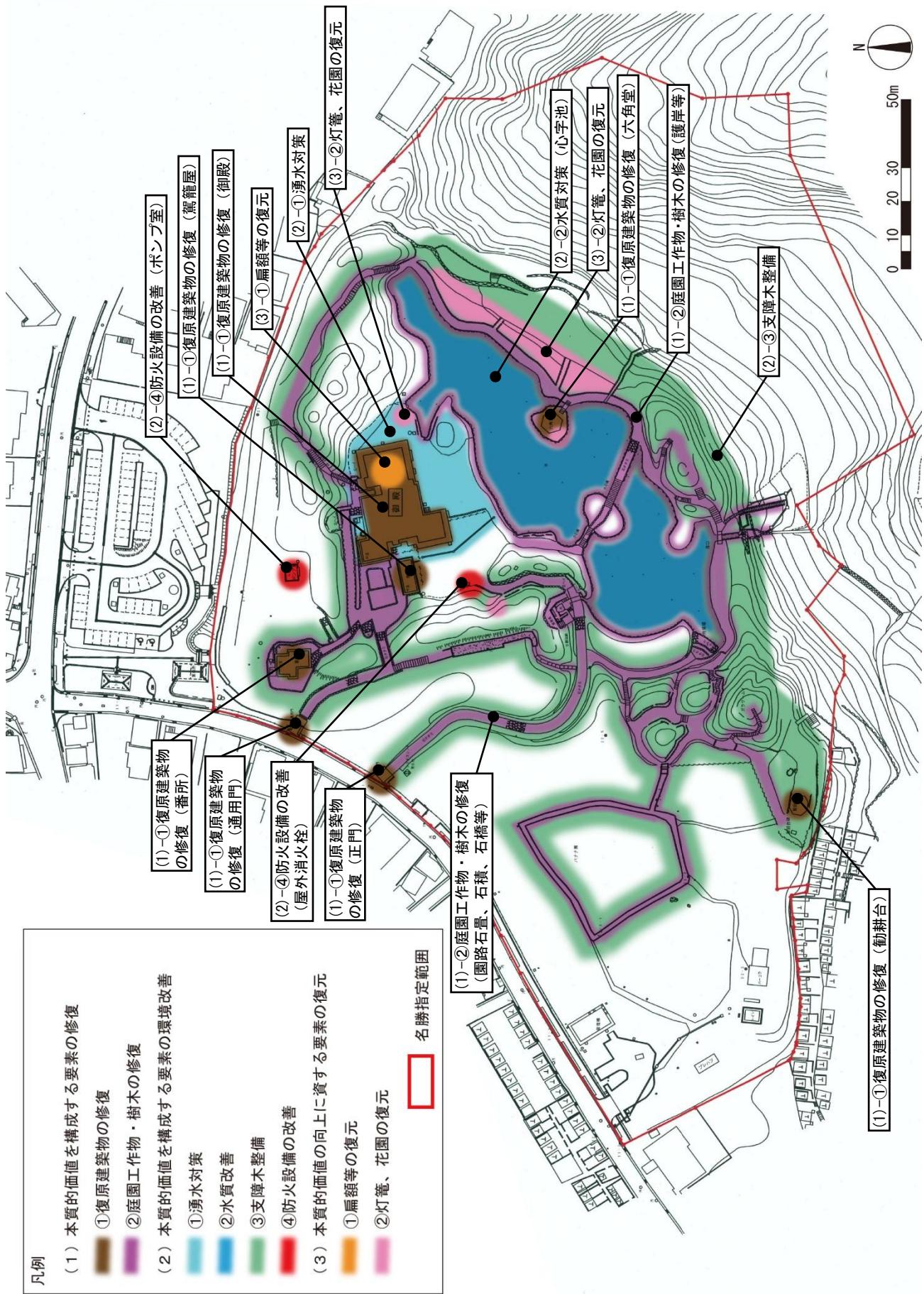


図 5-9：保存に関する計画図

## 2. 活用に関わる計画

### (1) 観賞環境の改善

#### <現状・課題>

庭園内の公開は、園路沿いや御殿などの建築物を中心に行われている。果樹園跡・弓場跡及び、斜面緑地が大部分を占める樹林エリアは、安全面や隣接する民有地の問題等から基本的に非公開としているが、果樹園跡の一部は、園路が整備されていないため、立入可能な範囲が不明確になっており、一般の来園者が進入する恐れがある。

庭園へのアプローチは、正門と通用門が本来の入口であるが、現在は案内所や駐車場が整備された北側隣接地の入口から園内に入り、西側の砂利道を通り、正門前から御殿に向かうルートとなっている。

昭和 16 年の識名園平面図では、心字池の縁を通り庭園を回遊する園路が描かれているが、現在は池の南東側を通行止めにしているため、庭園を回遊することができなくなっている。また、観賞動線上には、石橋や園路の石畳道や階段の段差があるため、滑りやすく歩きにくい箇所を通行する必要がある。車椅子の来園者は身障者用特製車椅子に乗り換えて周遊しており、バリアフリー動線は確保されてない。



図 5-10 : 立入可能な範囲が不明確になっている果樹園跡（現状はロープで通行止）



図 5-11 : 滑りやすく歩きにくい観賞動線（現状は階段にシートを敷いて対応）

#### <活用に関わる計画>

##### ①公開範囲の明確化

- ・果樹園跡・弓場跡については、公開と非公開の境界が不明確であり、非公開区域への侵入防止や安全確保、隣接する民有地へのプライバシー確保のため、立入防止柵や遮蔽用の植栽等を設置し、立入可能な公開範囲を明確にする。
- ・庭園全体を回遊できる動線の復旧を検討し、昭和 16 年の名勝に指定された当時の庭園観賞を体験できるようにする。

##### ②観賞動線の安全対策

- ・観賞動線上で滑りやすく歩きにくい箇所となる石橋や園路の石畳道や階段については、本質的価値を構成する要素であるため、要素の現状を改変しない方法での安全対策を検討する。
- ・誰もが安心して歩ける動線を確保するため、庭園入口から御殿や心字池にアプローチできるバリアフリー対応の整備を行う。

##### ③正門と通用門の入口利用

- ・来園者に庭園の本来の動線を認識し、体験してもらうために、世界遺産説明会等のイベント時に正門や通用門の開閉し、通行できるようにする。
- ・将来的に、庭園外の道路や土地所有等の周辺環境が変わった場合には、正門や通用門を識名園の一般公開の入口として使用することを検討する。

## (2) 情報提供の充実

### <現状・課題>

識名園における情報提供は、付帯駐車場に設置された案内所での案内やリーフレット配布、識名園周辺の情報や世界遺産を示す案内板のほか、庭園内の主要な要素や施設に設置された案内板と解説板が中心となっており、音声ガイドや携帯端末等の機器を使用した案内解説は行っていない。案内板と解説板については、2013（平成25）年度に案内板5か所と解説板6箇所の取替及び改修が実施されている。新設された解説板は、庭園景観に配慮して目立たない形状になっているが、小さい盤面に日英の2か国語表示しており、文字が小さく、劣化しているため見づらくなっている。その他にも、情報提供のために追加で設置された解説板等、様々な形状や表示のサイン類が混在している状況となっている。

庭園外での情報提供としては、那覇市のホームページ内で識名園の概要と利用案内を紹介しているが、県内の他の世界遺産と比べて情報量が少ないため、識名園の世界遺産、市の観光拠点等の位置づけを踏まえると、認知度向上や価値の理解に向けて、国内外の人々に向けた情報発信を強化していくことが望まれる。

### <活用に関わる計画>

#### ①庭園内の情報提供の充実

- ・庭園内の案内解説の充実や改善に向けた、識名園のサイン計画（情報提供の総合的な計画）を策定し、計画的に整備を進める。
- ・計画の検討にあたっては、庭園景観への配慮や、多言語化、身障者対応等のだれもが利用できるよう配慮し、携帯端末を活用した詳しい情報提供等、国内外から訪れる多様な利用者のニーズに配慮した方法を検討する。

#### ②庭園外の情報提供の充実

- ・国内外の人々に広く識名園に関する情報を発信し、認知度を高めるために、庭園の価値や歴史、魅力を伝え、世界遺産である識名園にふさわしい専用のホームページの開設に向けた検討を進める。



図5-12：新設された解説板（勧耕台）



図5-13：表示面が劣化している解説板

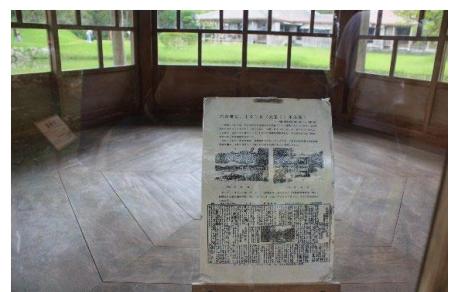


図5-14：追加で設置された解説板  
(六角堂内。文字が小さく、建物外から見るため読みづらい)

### (3) 憇いや交流の場の整備

#### <現状・課題>

識名園では、結婚式、雑誌掲載・CM・テレビ等の撮影、琉球伝統芸能の催しなど、様々な活用が行われている。

特に、真和志地域の幼稚園の七五三、小学校の十三祝い、地域の中高生、大学生、青年会、自治会、地域団体・法人が参加し、伝統芸能の継承および青少年の健全育成、地域の活性化を目的とした催しである「友遊会（真和志地域の教育文化まつり）」等が毎年開催されており、地域の交流の場となっている。

冊封使を歓待する庭園であった識名園の歴史や、世界遺産として国内外から多くの人々が訪れる歴史文化資源、観光資源となっている現状から、識名園は、那覇市の観光計画において都市型MICEの推進に向けた地域特性を演出できる施設「ユニークベニュー」に位置づけられており、地域をはじめ国内外の様々な人々が集い、交流する場所として活用していくことが望まれる。

#### <活用に関わる計画>

##### ①御殿・主庭部エリアの活用

###### ■地域主催のイベント利用の継続

- ・地域の団体等の恒例行事の場として継続して活用するとともに、地域をはじめ、沖縄の芸術文化や伝統芸能等の識名園の歴史性、場所性を活かしたイベントでの活用を推進し、地域と来訪者の交流の場として充実させる。

###### ■国内外の人々が交流するユニークベニューとしての活用

- ・世界遺産でもある識名園は、文化・芸術・伝統・食を活用した都市型MICEの推進に向けて地域特性を演出できる施設「ユニークベニュー」として位置づけられていることから、本質的価値を構成する要素の保存を前提に、庭園の魅力向上に資する様々なイベントを開催し、国内外の人々の交流の場として活用を行うために必要な整備を検討する。

##### ②バナナ園エリアの活用

###### ■地域と国内外からの来訪者が交流する場としての活用

- ・バナナ園エリアは、名勝指定地内で最も広い空間が得られ、道路に接し車両通行が可能な管理用入口がある等、利便性が高く、活用の自由度が高いエリアであることから、近代空手の出発点としての強みを活かした空手愛好者の交流イベントやキッチンカー等の仮設物を導入した多様なイベントの会場として使用し、地域と国内外からの来訪者が交流する場としての活用を行うために必要な整備を検討する。
- ・活用に向けて、都市公園施設として整備されたエリア西側のトイレ、パーゴラ、園路の改修やプレハブ小屋及び周辺の整備を行う。



図5-15：真地小学校の十三祝い  
(那覇市立教育研究所 那覇市内小中学校Webページより転載)



図5-16：友遊会（真和志地域の教育文化まつり）(識名園友遊会Facebookより転載)

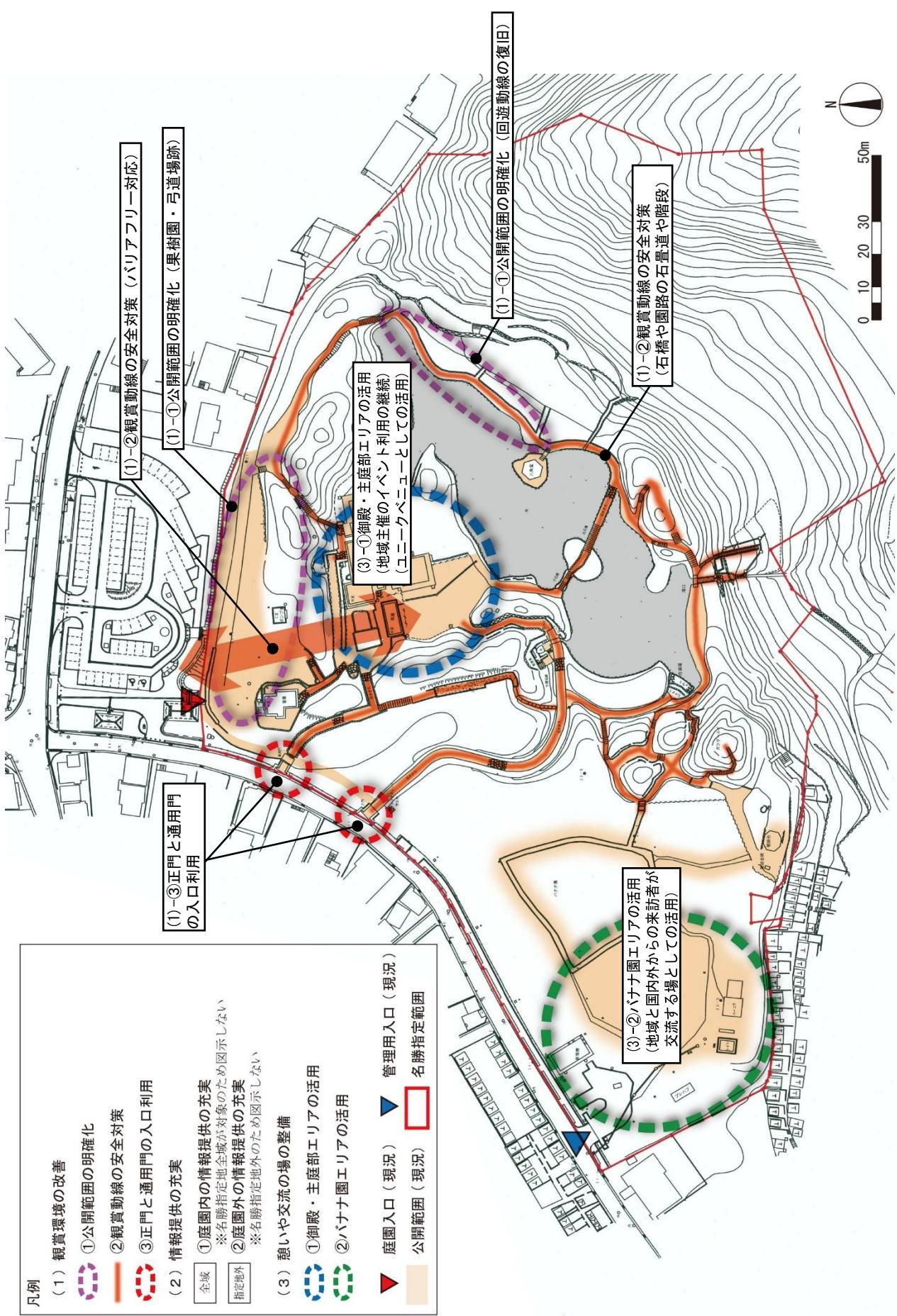


図 5-17：活用に関する計画図

### 3. 個別計画

(第2回整備部会で整備項目と概要を提示)